
アメリカのバイオ関連特許をめぐる問題状況

— 「人類共通の財産」と「知識の私有化」の相克 —

京都大学経済研究所 坂井昭夫

はじめに

「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します」。第 154 回国会の小泉総理施政方針演説（2002 年 2 月）に盛り込まれたこの言葉が、日本政府による「知的財産立国」路線推進の合図となった¹⁾。その 5 ヶ月後には知的財産戦略会議の第 5 回会合で「知的財産戦略大綱」（同年 7 月）が決定され、さらにもう 5 ヶ月経った時点で、大綱実現の法的根拠となった「知的財産基本法」の公布（同年 12 月）をみる。基本法に沿って内閣に知的財産戦略本部が設けられたのが 2003 年 3 月、その戦略本部の手で知的財産立国に向けた政策体系が整えられ、「知的財産の創造・保護及び活用に関する推進計画」（以下、推進計画）の名で公表されたのが、同年 7 月であった。実にスピーディに構想の具体化が進んで、知的財産立国は実践性に富む国是になった、と言ってよい。

発明や創作など人間の創造的活動から生み出される知的財産が重視されるようになったのは、90 年代を通じて日本産業の国際競争力が低下し続けたことへの危機感が広がり、知的財産に依拠した製品・サービスの高付加価値化に活路が求められたからであった。大学や企業の研究開発部門で優れた知的財産を次々に創出し、それらを迅速かつ的確に権利として保護し、産業競争力の強化に向けて戦略的活用をはかろう、との考えである。さらに、創造・保護・活用の流れが知的財産の拡大再生産をもたらす好循環に入れば、その「知的創造サイクル」によって製造業の競争力・技術力の回復ばかりか、新たな事業分野と雇用機会の創出を通じる経済の活性化、さらには質の高い文化の発展も期待される、といった素敵な見通しも用意されている。

ところで、かかる知的財産立国路線の生きた手本とされているのが、80年代にプロパテント政策——特許（を中心とした知的所有権）重視の政策——を中心とした競争力強化政策を実施し、当時、総崩れ状態を呈していた米国産業の競争力回復と長期的な経済成長基盤の形成に成功した、アメリカの華々しい歴史的経験である。たとえば、推進計画には知的財産の保護強化に関わる重要な施策として知的財産高等裁判所の創設がうたわれているが、これは82年に創設された米国連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の意義を高く評価してのことにほかならない。ひとこと説明をさしはさむと、特許侵害事件に対する控訴審レベルの判決が不統一であった状態を是正するために、控訴審のすべてを専属管轄する裁判所としてCAFCが設立されたおかげで、特許権の法的安定性や判決の予想可能性が増し、それが米国企業の特許重視の経営に向かわせる一大要因として作用することになった。CAFCをプロパテント政策の象徴的存在とみる向きが多いゆえんである。なお、推進計画には、知的財産高等裁判所のほかにも、大学知的財産本部・技術移転機関（TLO）の整備、日本版バイ・ドール制度の活用、ベンチャー支援や大学発ベンチャーの促進、特許審査の迅速化、知的財産保護制度の強化等、80年代のアメリカを思い起こさせる施策が数多く取り入れられている²⁾。

もっとも、推進計画は、「米国に遅れること20年、先の見えない重苦しい閉塞感に包まれる今こそ…知的財産戦略を推進していかなければ、我が国の経済再生は手遅れになってしまう虞がある」とする一方、こうも述べている。「ただし、このことは、単に米国の制度をそのまま導入すればよいということを意味するものではない。知的財産制度は国際的な広がりを持つものである以上、それは国際的に通用するものでなければならないのは当然のこと、それにとどまらず、我が国独自の確固たる戦略に基づき構築されなければならない」。しごく当たり前な但し書きであり、もとより米国制度の直輸入ですむほど事は単純ではない。しかし、有り体に言って、推進計画では米国制度の単なる引き写しではなく日本の土壤に適合させる必要が強調されてはいるものの、米国制度については非常に有効だったことがアプリアリに前提にされており、その制度が実際に何をもたらしたのかの立ち入った考察はなされずじまいになっている。アメリカの経験に学ぶのなら、プロパテント政策遂行の結果をつぶさに検証し、否定的側面が認められるようならその改善の手当てをした上で対日適用をはかる姿勢が肝要であるはずなのに、そうした意識はどうみても希薄だと評さざるをえない。

確かに、90年代の米国経済がそれまでの長期停滞局面を脱してニューエコノミー景気と

呼ばれる歴史的な長期拡大に転じたのは、カーター大統領の「産業技術革新政策に関する教書」(1979年10月)によって滑り出したプロパテント政策に負うところが大きかった。ベンチャー企業の族生と成長による新産業分野の形成が経済再活性化の最大の牽引車になったとみられるが、そのベンチャー企業の隆盛は、大学所有の特許技術を民間に移転して事業化するシステムや、政府の研究開発費助成を得て大学・企業が生み出した発明の権利を当該大学・企業に帰属させるシステムに支えられてのものであった。そして、ベンチャー企業や大学による(それも産学連携関係の進展を伴った)研究開発が成功すれば、知的財産に対する手厚い法的保護のおかげで投下資本の回収が円滑に進み、利潤の再投資によって研究開発にさらにはずみがつくという「研究開発と事業化の好循環」が現出することになったのだ、と解される³⁾。とはいえ、問題視すべき点がなかったわけでは断じてない。果敢に先陣争いを展開するベンチャー企業を中心に新たな事業分野が切り開かれるのにつれて、知的財産権保護の版図が新たな広がりを見せる際には、範囲の拡張そのものの是非をめぐる論議の渦が巻き起こるのが通例であった。行き過ぎた権利保護がもたらす社会的・経済的弊害を指摘する声も、常につきまどってきた。アメリカで実施されたプロパテント政策の実相を見定めるには、輝かしい成果と分かちがたく結びついたこの現実にも目配りしなければならないし、それは日本の知的財産立国路線の性格や適否を考える上でも疎かにできない必須の要件だと思われる。

以上に筆者の課題意識を記したが、その大テーマへの挑戦の一環に位置づけられている本稿では、80年代以降アメリカにおいて、バイオテクノロジーの分野で特許をめぐる起きた事態と現下の問題状況の究明に努めることにしたい。念のために付言すれば、プロパテント政策の恩恵を深く受け、ベンチャー企業の輩出によって急成長を遂げた産業の典型をなしているのが、バイオ産業である。また、特許保護範囲の拡大が「人類共通の財産」とみなされてきたものの私的財産化を意味したために、バイオ分野は、特許競争や権利保護の可否をめぐる争い(それも世界的規模での)に満ちた喧噪の世界ともなってきた。ニュー・バイオテクノロジーの黎明期、ヒトゲノム期を経てポストゲノム期に入った現在も、競争と角逐は鎮静するどころか逆に本格化の道を突き進んでいるとみて間違いない。本稿がバイオ分野を直接的な考察対象に選んだのはこの事情を踏まえてのことだ、とご理解いただきたい。